

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 教育委員会学校教育部
小学校（柚木、大野、皆瀬、中里、相浦（高島分校を含む）、相浦西（大崎分校を含む）、日野）
中学校（大野、中里、相浦、日野）
義務教育学校（浅子、黒島）
- 3 監査の期間 令和3年10月22日（金）～令和4年1月21日（金）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。
- 5 監査の実施内容
令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。
- 6 監査の結果
上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。
なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

① 郵便切手の管理において

ア 佐世保市立学校物品会計規則第 17 条で「学校長等は、切手、ハガキについては、切手ハガキ受払簿により、その出納を記録し保管しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、受払簿と切手の残高が一致しなかった。
(日野中学校)

イ 私費で購入した切手を混在させていた。
(日野中学校)

公私混同は不正に繋がるリスクがあることから、金券等の管理は担当者任せにせず、定期的に組織的なチェックを行われたい。

2. 財産管理事務

① 職員の駐車場利用において、佐世保市職員等の駐車場使用に関する要綱第 4 条で「職員駐車場を借受けようとする者は、職員駐車場借受申請書兼同意書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていないものがあつた。

(相浦小学校、中里中学校、相浦中学校)

② 備品において、現品と備品台帳の照合ができず適切な管理及び保管をしていないものがあつた。

(相浦西小学校)

③ 学校施設使用において、佐世保市立学校使用規則第 2 条で「施設を使用しようとする者は、佐世保市立学校施設使用許可申請書（様式 1）により当該学校長…に…申請しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていないものがあつた。

(大野中学校)

④ 薬品において、毒物・劇物管理台帳と薬品の現有量が相違するものがあつた。

(中里中学校)

薬品については、昨年度も同様の内容で指摘している。万一の事故防止のため、改めて職員の意識改革を図るとともに、適正な管理を求めるものである。

職員の駐車場利用に係る手続き及び学校施設の使用に係る手続きにおいては、規則等を再認識し、適正な事務処理を徹底されたい。